

委員会提出議案第5号

育児休業中の保育の継続利用実現への補助を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和6年9月27日

岩倉市議会議長 関戸郁文様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 片岡健一郎

育児休業中の保育の継続利用実現への補助を求める意見書

育児休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについて、保育所等を引き続き利用することは、市町村にその必要性を認められることが要件である。

そのため、育児休業中も保育の必要性を認める下限の年齢は、市町村によって「無条件」から「全く認めていない」までさまざまであり、多くは無条件～3歳以上児となっている。従って、要件を満たさない子どもは退園させられる、いわゆる育休退園が発生する場合がある。

この育休退園により、育児休業を取得した保護者の中には、産後約2か月から、乳児2人（うち1人は生後間もない児）を自宅で育てるケースがある。世帯の核家族化が進み、子育て世帯が育児の孤立を感じる人が多いといわれる現代の子育て状況に加え、男性の育児休暇取得率が低く、家庭における子育ての大部分を実質的に母親が担っている状況下にあっては、乳児2人の育児は、母親に相当の負担を強いている家庭が多い。また、産後まもなく乳児2人の世話をしながら復職への準備を行うこと、さらに復職に際して乳児2人を保育園に入園させられるかといった不安を抱かざるを得ない状況は、相当の精神的負担と感じている人もいる。このことは、2人以上の出産を躊躇させ、少子化の要因の一つとなっていると考える。

また子どもの育ちの観点でも、人格形成時期における環境の影響、人間関係構築の重要性などから、保育園で継続して保育を受けることは重要である。この点に関して2026年度より本格実施予定の「子ども誰でも通園制度」では、育児休業前と同一施設を継続利用できない可能性があることや、利用時間も「月10時間以上で内閣府令で定める時間」とされるものの上限が未定であり、現時点では代替となる制度とは言い難い。

育児休業中の保育の必要性を年齢に関わらず認め、制度による育休退園を廃止することが必要であり、全国的には要件が緩和される傾向である。しかしながら、これには保育施設の拡充や保育士の増員などの財政負担が伴うことから、そもそも財源が乏しい市町村では実現が困難である。国全体として出生率上昇への取り組みが急務である現状において、育休退園廃止はすべての市町村において満遍なく実施されるべきものであり、市町村の財源次第で可否が左右されるべきでない。

よって、岩倉市議会は、育休退園を廃止し安心して子育てができるよう、

国において、育休退園廃止に係る市町村への財政負担への補助を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長